

身近にこんなトラブルが!

# かながわ消費生活 注意・警戒情報

## 地震などに便乗した 住宅の修理トラブルにご注意を!

熊本地震が発生した後、以前に屋根修理をお願いした業者から「地震があったので、工事から5年以上点検していない家を訪問している」と言われ、屋根の点検をお願いしたところ、「雨漏りの心配があるので修理したほうがいい」と勧誘され、不安になってしまい、高額な屋根工事の契約を結んでしまった。

### アドバイス

大きな災害が発生した後は、不安につけこむトラブルが増加します!

- ・地震などの大きな災害が発生すると、人々が災害を強く意識し、不安を覚えるようになるため、それにつけこむトラブルが増加します。



契約は慎重に!

- ・住宅の修理などの工事を行う際には、業者の説明をよく聞き、複数の業者から見積もりを取り、周囲に相談するなどして、慎重に判断しましょう。
- ・契約後でも、自宅を訪問されたり、電話で勧誘を受けたりして修理やリフォーム工事の契約をした場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。

心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イ ヤ ヤ!  
1 8 8

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# お金の追われない生活を取り戻しましょう

## 生活再建支援相談のご案内

「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」「税金、健康保険料を払いたくても払えない」  
こんなことで困っている方は、ひとりで悩まないで「生活再建支援相談」に相談しましょう！

- ・ 相談は無料です。
- ・ 電話相談では、相談内容に適した法テラスなどの専門機関の案内や債務整理に関する情報提供をいたします。面接相談ではそうした情報提供に加え、借金をしない生活を営めるよう、家計管理を軸に専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。

電話相談： 045 - 312 - 1881 (月~金 13時~18時)

(祝・休日及びかながわ県民センターの休館日、年末年始を除く)

面接相談： 予約制 (事前に 045-312-1881 で日程調整してからお越しください)

相談にあたっては、債務や家計の収支が分かるものをできるだけ持参してください。

面談は土日、祝・休日も可能。ご都合に合わせてご利用ください。

法律に関わる問題を解決する法律相談員と家計再生をサポートする生活相談員が相談に応じます。

相談窓口設置場所：かながわ中央消費生活センター（かながわ県民センター6階）

神奈川県生活再建支援相談は、神奈川県の委託事業として生活クラブ生活協同組合が実施しています。

## 扇風機をお使いになる前に・・・

経年劣化に起因する事故が増加しています！

暑い季節となりました。扇風機をお使いになる機会が増えると思いますが、経年劣化に起因する家電製品事故では扇風機が最も多くなっています。扇風機では、次のような症状があれば、経年劣化の予兆ですので、直ちにお使いになることを止め、製造事業者にご相談しましょう。

- スイッチを入れてもファンが回らない
- ファンが回っても異常に回転が遅い又は不規則
- ファンが回るときに異常な音がする
- モーター部分が異常に熱い又は焦げ臭いにおいがする



以下の報道発表資料を参考にしてください。

消費者庁 [http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/160614kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf)

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

県民局暮らし県民部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ  
（かながわの消費生活のページ）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

電話：045-312-1121(代表) / FAX: 045-312-3506